

案

資料 1-3

令和7年12月16日

令和7年12月 日

入間市長 杉島理一郎 様

入間市国民健康保険運営協議会  
会長 山畠雅浩

令和8年度における入間市国民健康保険税率等の改定について（答申）

令和7年7月8日付け入国医第344号で諮詢された事項について、埼玉県国民健康保険運営方針や当市の現状を踏まえて協議した結果、令和8年度における入間市国民健康保険税率等について、下記のとおり結論に達したので、ここに答申する。

記

#### 1 質問に対する答申

令和8年度における入間市国民健康保険税率等は、埼玉県から示された「令和8年度標準保険税率（県仮算定）」を採用する。

##### (1) 医療給付費分に対する税率等の設定

- ・所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合：100分の6.5から100分の7.97
- ・被保険者均等割額：一人について35,000円から48,420円

##### (2) 後期高齢者支援金等分に対する税率等の設定

- ・所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合：100分の2.7から100分の2.85
- ・被保険者均等割額：一人について16,000円から17,202円

##### (3) 介護納付金分に対する税率等の設定

- ・所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合：100分の2.3から100分の2.47
- ・被保険者均等割額：一人について16,000円から17,520円

## 2 付帯意見

平成30年度の制度改革以降、国民健康保険の安定運営のため、埼玉県が財政運営の責任主体となり、埼玉県国民健康保険運営方針により県内の統一的運営を定めた。

この方針に沿って、県内の各市町村が対応を進めているところであります、当市としても、県の方針に沿った運営が求められている。

その中で、令和9年度からの県内の保険税率の準統一に伴い、令和8年度に一般会計からの法定外繰入を解消することは、税負担の公平性の観点からも必須である。

また、令和6年度の税率改定時に激変緩和措置として、2段階での改定としたが、その後も医療費高騰、被保険者の減少は続いている、より厳しい財政状況となっている。

このような現状を踏まえ、当協議会で審議を重ねた結果、答申のとおり埼玉県から示された標準保険税率（県仮算定）を採用した。

ただし、以下のとおり、加入者の負担軽減についても十分留意されたい。

- 一、国保加入者の健康保持増進に向けた保健事業や医療費適正化への取組、レセプト点検の強化やジェネリック医薬品の利用促進などに努めること。
- 一、更なる保険者努力支援制度による交付金の獲得や収納率の向上など、税率改定以外の歳入の増加についても努めること。
- 一、国、県に対し国庫負担の引き上げや財政支援の拡充、県国保財政安定化基金の積極的な活用について強く要望すること。